

日南市運転士第1期紹介奨励金交付要綱

令和7年9月1日告示

日南市告示第121号

(趣旨)

第1条 地域公共交通に関わる人材確保と地域公共交通サービスの維持等に寄与することを目的とし、地域公共交通の運行を担う運転士を紹介した者に対して、運転士第1期紹介奨励金（以下「紹介奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 紹介奨励金の交付対象者（以下「紹介した者」という。）は、申請時において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 公共交通事業者が市内に設けている営業所に配属された者であること。
- (3) 紹介した者が配属する営業所に、新たに配属する運転士（以下「紹介された者」という。）を紹介した者であること。

2 前項の規定にかかわらず、紹介奨励金の交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、紹介奨励金の交付の対象としない。

- (1) 市税等の滞納がある者
- (2) 過去にこの交付要綱に基づく紹介奨励金を受けたことがある者
- (3) 日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者

(紹介された者)

第3条 前条第1項第3号の紹介された者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 公共交通事業者が市内に設けている営業所に新たに配属された者であること。
- (3) 交付対象者と同一の公共交通事業者が市内に設けている営業所に配属された者であること。

(公共交通事業者)

第4条 第2条第1項第2号及び前条第1項第2号の公共交通事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第1項及び法第9条第4項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）
- (2) 法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）
- (3) 市長と日南市コミュニティバス等日南地域運行業務委託、日南市コミュニティバス北郷地域

運行業務委託又は日南市コミュニティバス南郷地域運行業務委託のいずれかの契約を締結した者
(以下「コミュニティバス運行事業者」という。)

(奨励金の額)

第5条 紹介奨励金の額については、バス事業者、タクシー事業者又はコミュニティバス運行事業者
(以下、これらを総称して「事業者」という。)のいずれの運転士においても、紹介された者が正式入社した日から起算して3か月勤務経過後に第1期分の1万円を交付するものとする。

(交付申請)

第6条 紹介奨励金の交付を受けようとする者は、日南市運転士第1期紹介奨励金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者による紹介した者及び紹介された者の在籍を証する書類(在籍証明書等)
- (2) 住民票の写し(紹介奨励金の交付を受けようとする者の情報が確認でき、取得後3か月以内のもの)
- (3) 承諾書兼誓約書(別記様式第2号)
- (4) 完納証明書(市税に滞納がないことの証明)
- (5) 日南市運転士第1期紹介奨励金実績書(別記様式第3号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付を受けようとする者は、紹介した者の勤務期間が前条に定める期間を達成した日から起算して2か月以内に申請しなければならない。

(交付決定及び額の確定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに交付の可否を決定し、日南市運転士第1期紹介奨励金交付決定通知書及び額の確定通知書(別記様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 前条の規定による奨励金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者が奨励金の交付を請求しようとするときは、日南市運転士第1期紹介奨励金請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付請求書が提出されたときは、請求日の翌日から起算して1か月以内に奨励金を交付するものとする。

(返還)

第9条 奨励金の交付を受けた者は、次に掲げる要件に該当する場合、遅滞なく紹介奨励金を返還しなければならない。

- (1) 紹介されたものが、就職した日から起算して1年以内に、奨励金を受けた時点で在籍していた公共交通事業者を退職した場合。ただし、死亡等やむを得ない事情のある場合は、この限りで

ない。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けた場合。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、紹介奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(読替規定)

2 令和7年4月1日から令和7年8月31日までの間に第2条から第4条に規定する要件を満たしており、この要綱の施行日以後に第6条に規定する交付申請をしようとする場合、同条第2項中「紹介した者の勤務期間が前条に定める期間を達成した日から起算して2か月以内」とあるのは「令和7年11月30日まで」に読み替えるものとする。